

伊達市の債権の管理に関する条例 (案)

(目的)

第1条 この条例は、伊達市（以下「市」という。）の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権（以下「市税」という。）をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、市税及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分为例により処分することができるものをいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち、公債権以外のものをいう。

(他の法令との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務処理については、法令又は他の条例若しくは規則等（地方自治法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）は、市の債権の管理に関する事務について法令又は条例若しくは規則等（以下「法令等」という。）の定めるところに従うとともに、この条例の目的を達成するよう、その発生原因及び内容に応じて適正に処理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）を備えなければならない。ただし、当該市の債権の性質上特にその必要がないと認められるときは、この限りでない。

(債務者に関する情報の共有)

第6条 市長等は、市の債権について履行期限までに履行されない場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うために必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者の規則で定める情報を同一の実施機関（伊達市個人情報保護条例（平成16年条例第26号）第2条第3号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）内において利用し、又は他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。

- 2 市長等は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。
- 3 市長等は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

ならない。

(督促)

第7条 市長等は、市の債権について履行期限までに履行しない債務者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(延滞金及び遅延損害金)

第8条 市長等は、債務者が公債権（市税を除く。）を納入しないときは、法令又は他の条例に定めがあるものを除き、当該納付金額にその納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該金額に年14.6パーセントを乗じて計算した金額を延滞金として徴収するものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 第1項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項の規定による延滞金の確定額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満である時は、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 市長等は、災害その他特別の事情があると認めるときは、当該延滞金を減額し、又は免除することができる。

6 第1項から前項までの規定は、私債権の遅延損害金について準用する。この場合において、同項中「公債権（市税を除く。）」とあるのは「私債権」と、「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と読み替えるものとする。

(滞納処分等)

第9条 市長等は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令等の規定によりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第10条 市長等は、私債権及び非強制徴収公債権（以下「私債権等」という。）について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置を執らなければならない。ただし、第13条の規定により徴収停止の措置を執る場合又は第14条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている私債権等（保証人の保証がある私債権等を含む。）については、当該私債権等の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続を執り、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある私債権等（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続を執ること。

(3) 前2号に該当しない私債権等（第1号に該当する私債権等で同号の措置を執ってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第11条 市長等は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第14条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第12条 市長等は、市の債権について債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知

った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置を執らなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、市長等は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続を執る等必要な措置を執らなければならない。

（徴収停止）

第13条 市長等は、私債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないうことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第14条 市長等は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該私債権等の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にある場合
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められる場合
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められる場合
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る私債権等について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められる場合
- (5) 貸付金に係る私債権等について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難である場合

- 2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る私債権等は、徴収すべきものとする。

（免除）

第15条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため、履行延期の特約又は処分をした私債権等について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、履行することができる見込みがないと認められるときは、当該私債権等及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る私債権等で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特

約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(債権の放棄)

第16条 市長等は、私債権等について次の各号のいずれかに該当するときは、当該私債権等及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が私債権等につきその責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権等に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (3) 当該私債権等について第10条第2号の規定による強制執行又は第12条第1項の規定による債権の保全の手続を執ってもなお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (4) 当該私債権等について第13条の規定による徴収停止の措置を執った場合において、当該措置を執った日から相当の期間を経過した後においてもなお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、相当の期間を経過した後においてもなお資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (6) 当該私債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（時効期間が満了したのちに債務者が当該私債権につき一部を履行したとき、及び債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。

2 市長等は、前項の規定により私債権等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。
(公法上の収入金の督促及び滞納処分に関する条例の廃止)
- 2 公法上の収入金の督促及び滞納処分に関する条例（昭和28年条例第14号）は、これを廃止する。
(延滞金に係る経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に発した公債権（市税を除く。）に係る督促状による延滞金の額の計算については、なお従前の例による。